

【試験案内】

令和5年度砂利採取業務主任者試験の実施について

令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

詳細については、岩手県環境生活部環境保全課（TEL019-629-5358）にお問い合わせください。

1 試験の日時

令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで（120分）

2 試験の場所

岩手県盛岡地区合同庁舎8階大会議室（盛岡市内丸11番1号）

3 試験内容

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項

4 受験手続

受験しようとする方は、別添の受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則第10条に定める様式）を郵送により次のとおり提出してください。

(1) 提出先

岩手県環境生活部環境保全課（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1）

(2) 受付期間

令和5年9月25日（月）から令和5年10月13日（金）まで ※期間厳守
(令和5年10月13日（金）消印有効)

(3) 留意事項

ア 受験願書関係

次のものを所定の欄に貼付してください。

- ・ 岩手県収入証紙 7,600円
- ・ 写真（縦6cm、横4cm。出願前6ヶ月前以内に撮影した正面上半身のもの。裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。）

イ その他

封書に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書で記載してください。

5 受験票の交付

令和5年10月27日（金）までに、出願者に受験票を郵送します。

受験票が到着しない場合は、岩手県環境生活部環境保全課（TEL 019-629-5358）にお問

い合わせください。

6 合否の発表

(1) 日時

令和5年11月30日(木) 午前9時

(2) 場所等

県庁並びに各広域振興局の掲示場において合格者の受験番号を発表します。

また、県のホームページにも合格者の受験番号を同日中に掲載します。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/kankyoku/hozen/mizushigen/1046474.html>

(トップページ>くらし・環境>環境>環境保全>鉱業・水資源>令和5年度砂利採取業務主任者試験案内等)

なお、同日中に受験者本人に合格・不合格の結果を封書で通知します。また、合格者には合格証書を併せて郵送します。

(3) 合格発表掲示期間(掲示版・ホームページ)

令和5年11月30日(木)から令和5年12月27日(水)まで

7 得点の開示(口頭又は文書)について

受験者本人が直接岩手県庁に来庁した場合に限り、次により口頭による得点の開示を行います。

なお、口頭による開示を希望する場合は、事前に担当課である環境保全課(TEL 019-629-5358)に電話のうえ来庁日程を調整してください。

(1) 開示する項目

法律問題、技術問題それぞれの得点及び合計得点

(2) 開示請求の受付期間及び受付時間

ア 令和5年11月30日(木)から令和5年12月27日(水)までの平日(祝日及び年末年始の閉庁日を除く月曜日から金曜日)

イ 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 開示請求の受付場所

岩手県庁1階行政情報センター

(4) その他

受験票と本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券等、本人の顔写真が貼付されたもの。)を持参してください。

なお、上記の口頭による開示の他に、試験実施後5年間は文書による得点の開示を受験者本人等が行うこともできます。その場合は、岩手県庁1階行政情報センター又は県内各広域振興局等にある行政情報サブセンター等の窓口で開示を請求してください。

詳細は、環境保全課(TEL019-629-5358)にお問い合わせください。

8 受験上の留意事項

- (1) 試験当日は、受験票を忘れずに持参してください。
- (2) 試験会場には受験者用の駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用いただくか、自動車で来場する場合は周辺の有料駐車場をご利用願います。
- (3) マスクの着用は個人の判断でお願いします。ただし、咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、御協力ください。
- (4) 試験室は換気のため窓やドアを開けますので、室温の高低に対応できるよう服装に御注意ください。